産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会(第7回)議事録

日時:平成26年9月12日(金) 10:00~11:20

場所:経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題:

(1) ガス事業法における保安規制のあり方について

(2) その他

議事内容

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回産業構造 審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶いたします。

○寺澤商務流通保安審議官 おはようございます。寺澤でございます。本日もまたお忙しい中、第7回ガス安全小委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。前回が7月14日でございました。それから2ヵ月弱、少し間が空きました。特に大口需要家をめぐって、いろいろと議論があったものですから、私どもも手分けしまして、その間、大口需要家のところに実際行ってみて、大口需要家の皆様の意見を聞きましょうということで、8月のお盆の週も使いながら、私も含めて、それなりの数の大口需要家の皆様の工場、あるいは商業施設を拝見させていただき、また意見交換をさせていただきました。

それは後ほど若干紹介されるかもしれませんけれども、そこで痛感したのは、需要家の皆様は今回のガス自由化を通じて、コストダウンを含めていろいろ選択が広がるということについて期待を示した上で、これまでのガス保安の水準、高さに対して非常に信頼が厚かったというのが実感であったと思います。そうしたユーザーの皆様のご意見や、そこの実感を踏まえながら、私ども、本日は2つの大きな論点、需要家の内管における技術基準適合義務、それから保安の責任全般のあり方という、これまでもご議論していただいた大きな2つの論点について、私どもなりに論点を整理させていただきました。ぜひ本日も活発なご意見をいただいて、この2つの論点について1つの方向性を見出すことができればと期待しています。

本日も暑い中、非常に恐縮でございますけれども、お願いしなくてもいつも活発なのですが、ぜひ忌憚のない議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日は、委員19名のうち17名が出席であり、小委員会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

配付資料でございますけれども、座席表、資料1から資料3、また参考資料がございます。もしも不備等がありましたら、議事進行中でも結構ですので、お知らせいただければと思います。

○豊田委員長 おはようございます。それでは、第7回ガス安全小委員会を開催させて いただきます。

本日、議事次第にもございますように、ガス事業法における保安規制のあり方ということで1つの議題になっておりますが、先ほどお話がありましたように、論点1、論点2について、これまでの議論を踏まえて方向性を出していただいておりますが、それらについて忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まず論点1について事務局からご説明いただきます。

○大本ガス安全室長 それでは、資料2を御覧いただければと思います。

論点1の内管における技術基準適合維持義務でございます。

最初、1. 目指すべき方向性につきましては、前回、7月14日のガス安全小委員会と同様に、2つ目のパラのところでございますけれども、需要家保安の確保に万全を期すためには、需要家における内管の所有意識の醸成状況や、腐食劣化対策管の状況等、保安状況を踏まえた上で、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることを目指すべきであると考えられるとしております。

2つ目の検討事項でございます。

(1)の5行目のところでございますけれども、一般的に需要家においては保安に関する 知見、体制がない。このために、引き続きガス事業者が需要家の内管の保安に関与するこ とは合理的であると考えられる。

以上のことから、大口需要家等、一定の要件を満たす需要家について、技術基準適合維持義務を担うこととする場合には、技術基準に適合していない場合の改善命令先を需要家とした上で、内管の緊急保安、漏えい検査、内管工事の品質管理等の業務を引き続きガス事業者が担うことで、これまでと同様に保安水準の維持・向上を図ることとしてはどうかとしてございます。

下線を引いている一定要件というところに注が書いてございますけれども、前回のときに大口需要家とさせてもらいましたが、それに加えて、経年埋設内管対策のうち、国及びガス業界が積極的に推進してきた工業用・業務用建物の需要家まで対象にしてはどうかとさせていただいております。

この注の上の※1のところでございますけれども、このような検討につきましては、詳細な制度設計において、法制的な検討を行う中で今後変更する可能性があるとしております。

続いて、下線を引いた(2)のところですが、工業用・業務用建物の需要家についての概要が以下示されているところです。

次の2ページ目を御覧ください。※2のところで保安上重要な建物についての紹介が○5つされております。この建物については、2つ目の○のところですが、推定対象戸数が約1,800万。一番下のところでございますが、これらの建物のうち、腐食劣化対策管の残存数は本年3月末で約9万本、全体の約0.5%でございます。

このページの4行目ですが、引き続き保安業務についてはガス業者が担うとさせていただいておりますが、内管における今の維持義務に関して、従来の大口に加えて当該建物を所有または占有する需要家が担うこととしても特段問題ないと考えられるのではないかとしているところでございます。

(3)は(2)のそれ以外の需要家を示しております。

※3のところで〇4つございますけれども、戸建て住宅などを対象にし、2つ目の〇のところで推定対象戸数は約1,100万としています。これにつきましては、アンケート調査でそういう認識については約25%、また、この建物については残存数が約314万、全体の28.5%あります。

(3)の1行目でございますが、依然として消費者意識も3割未満である。また、300万を超える腐食劣化対策管が存在することから、これまでガス事業者が優先して実施してきた保安上重要な建物の取り組み目標である平成27年度末以降にさらなる対策を行っていく必要があります。

このため、引き続きこの維持義務をガス事業者に課し、ガス事業者にいろいろ対策を推進していく必要があると考えられます。なお、改正後の意識醸成やガス管の取り組み状況を踏まえつつ、ガス安全高度化計画の見直し時期または将来のシステム改革などの検討の際に、戸建て住宅等を所有または占有する需要家についても、この維持義務について改め

て検討すべきではないかとさせていただいているところでございます。

説明は省略しますけれども、3ページ目と次の4ページ目に参考ということで、見直し後のイメージや、真ん中の写真のところでは腐食劣化対策管が改善されると右側のポリエチレン管になるというところ、また保安上重要な建物の概要などが示されているところでございます。

説明は以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまからご意見を賜りたいと思いますが、いつものように名札を立てていただいて、ご発言をお願いいたします。それでは、冨田委員、お願いします。

○冨田委員 ありがとうございます。これまでこの論点に関していろいろ議論を重ねて まいったわけですけれども、ガス事業者として、ガスの漏えいリスクのある経年埋設内管 の対策に長年取り組んできた者として申し上げたいと思います。

努力はしてまいりましたけれども、いまだ対策が完了していないというものが多数存在 しております。現在も精力的に撲滅に尽くしているというところです。今般の改革におい て、需要家資産である内管の技術基準適合維持義務を需要家に移管をして資産区分と責任 区分を一致させるということは、内管の対策についても加速させる力になると考えており ますので、事務局案で示されている目指すべき方向性に私も賛成いたします。

その意味で、大口需要家等、一定の要件を満たす需要家について技術基準適合維持義務を担うという事務局案ですけれども、目指すべき方向性に向けた大きな前進だと考えております。事業者にとっても大変ありがたく、是非実現していただきたいと思います。

また、ガス事業者としても、全面移管に向けて需要家の内管所有意識の向上に努めてまいるということを申し上げたいと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。前向きなご意見を賜りましたが、他に ご意見ございますでしょうか。

大河内委員、お願いします。

○大河内委員 消費者の立場からですと、保安上重要な建物という区分けがついて、そこまでは資産区分と責任区分を一致させるということに全く異論がなく、防災上もそういうことが必要だろうと思っていますし、スケジュールとスピード感をもってそこをやっていただけたらと思っています。一般住宅を外していただいたこともよかったと思っていま

す。

○豊田委員長 どうもありがとうございます。立原委員、お願いします。

○立原委員 私ども全L協としましては、今お話がありました内容に関しまして、資産 区分、責任区分を一緒にさせるということは液石法では当たり前のことですので、整合性 が図られるということで賛成させていただきたいと思っております。

将来的には、大口需要家が維持管理義務を担うことになった次には、小口需要家に関しましても、改めて検討すべきではないかと思っております。その理由は、お客様資産の維持管理義務がガス事業者のままですと、お客様が新築・リフォーム等をされる際にガス工事業者を自由に選択できないということです。そのため、液石法で定める液化石油ガス設備士のような全国共通の資格認定制度を作り、認定された工事業者が全国どこでも工事ができる制度等を次の段階の中でご検討いただきたいと思います。そうすれば、お客様の利益につながるものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。どうぞ、吉川委員、お願いします。

○吉川委員 今回の提案に私も賛成したいと思います。本来、ガス事業法のもとでは資産区分と技術基準の適合維持義務が分離されているという現象が起きているわけですが、一般的にいって、やはり所有者が工作物の責任を負っているということも事実ですので、その意味では目標設定は正しいと思っています。しかし、いきなり小口の需要家にまで改めてしまうということ、一気にやるということはやはり乱暴だと思いますので、まずは大口需要家等に絞った中で制度を安定させていくということが重要だと思うので、今回の事務局案に賛成です。

今後は、まず制度導入に当たって、一定の要件について基準の明確化をどう図っていくかというのも1つの課題だと思いますし、また、今回はまだ現状どおり資産区分と技術適合維持義務が分離された中でも、いかに小口需要家の方の理解を深めていくかということも工夫すべき課題として注記しておくべきではないかと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 今までの皆さんのご意見と同様なのですけれども、事務局案を支持したい

と思っております。約0.5%、腐食劣化対策があるということで、この0.5%をゼロにするのは非常に厳しいところかなと現実的には思いますが、ここは何とか努力していただくと同時に、需要家側の意識の醸成も含めて、消費者団体等も含めてですが、何か教育や周知でまたご協力できることがあれば、ご提案いただくなり、協議するなりして今後も進めていければと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

ただいま皆様方からは、提案の方向性に関してかなり前向きにご支持を賜ったということと、これを進める上でのご指摘事項を幾つかいただきました。それでは、今回ご提示いただきました事務局案の方向でさらに事務局において検討を進めさせていただくということでご了承いただきたいと思います。

ただし、ここにもございますように、制度設計につきましては、法的な検討等がございますので、今後さらにそれを考慮した形で検討を進めさせていただくということで、その点に関しましては皆様方のご了解、あるいは、法的な点での検討を行う中で多少変更点もあるということをご留意いただいて進めさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。

いつもに比べて淡々と進んでおりますが、これから論点2に入りたいと思います。それでは、事務局から論点2のご説明を賜りたいと思います。

○大本ガス安全室長 資料3を御覧いただければと思います。論点2の保安責任の所在 についてでございます。

「1.」のところですが、前回の小委員会では、ガス工作物等の保安業務の担い手についてご議論いただきました。ここについて、なお書きのところでございますけれども、今の小口需要家につきましては、維持義務は引き続きガス事業者が担うところ、緊急保安、内管漏えい検査については新ガス導管事業者が、消費機器調査・周知については新ガス小売事業者が業務の担い手になる方向で議論されたというところでございます。今回についても保安責任について検討するとしております。

「2.」の(1)保安業務の担い手のところですけれども、2パラを御覧ください。ガス漏えい等における緊急保安については、24時間体制の通報受け付けや緊急出動部隊の整備が必要であり、また、高度な専門性に基づき現場の状況に応じた迅速な対応と判断が求められます。集合住宅や一般住宅地、繁華街などガスの使用者が混在するエリアでは、本支管と内管とで同一の事業者が緊急保安を実施する必要もあり、新ガス導管事業者が行うこと

が適当であるとしております。

内管の漏えい検査については、内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で実施することが有効であり、また、ガス漏れが判明した際にスムーズに緊急時対応を行うためには、緊急保安と漏えい検査を一体として実施することが有効であること、集合住宅の共用部分の検査は、各戸が別々のガス事業者を選択しても、同一の事業者が担う方が漏れなく効率的に実施できることの理由から、新ガス導管事業者が行うことが適当であるとしております。

消費機器の調査・周知については、これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、安全型機器への取替えの促進、消費機器に関する問い合わせの対応等の作業を通じて保安の維持・向上に努めてきたところ、このような活動を継続するためには、ガスを販売する新ガス小売事業者がこの機器の調査を実施することが効果的である。また、販売する上で、少なくとも開栓時については需要家の機器を把握することが一般的であるため、消費機器の調査は新ガス小売事業者が行うことが効率的であること、また、小売が担うことによって、ガスの保安に関する協働に資するということ、機器の調査を通じて需要家の機器情報を把握し、需要家に直接接する機会の多い事業者がガスの使用上の注意事項を周知することが保安上有効であること。以上のことから、消費機器の調査・周知は新ガス小売事業者が行うことが適当であるとしております。

(2)保安責任の所在については、緊急保安、内管漏えい検査については新ガス導管事業者、消費機器の調査・周知については新ガス小売事業者ということにするのはどうかとさせていただいております。

続いて、3. 大口需要家等のところでございます。

(1)の①緊急保安のところでございますが、緊急保安も先ほどの小口のところと同じような理由ですけれども、2番目のまたのところでございます。需要家規模にかかわらず、面的に一体として保安業務を担う方が、新ガス小売事業者ごとの緊急保安部隊の整備やガス漏えい現場における混乱防止の観点から社会的にも効率的かつ保安の維持に資するものと考えられます。

現在、大口需要家については、大口ガス事業者が保安業務を担っており、これまで過去 10年間、特段事故等が発生していないという意見もございますけれども、上記の観点から、 緊急保安の担い手は原則として新ガス導管事業者とすることが適当ではないかとしており ます。 ただし、後ほど申し上げますけれども、新ガス導管事業者としたとしても、新ガス小売 事業者も一定の役割と責務を果たすことが必要ではないかとさせていただいてございます。 これは後ほど説明いたします。

②内管の漏えい検査につきましても、先ほど新ガス導管事業者とさせていただいておりますけれども、これも同様に内管の設置の把握が緊急保安の際に必要であるということで、緊急保安と内管の保安を一体として実施することが有効であるということ、また、大口需要家の緊急保安は新ガス導管事業者が担うことが適当であるとするならば、大口に係る内管の漏えい検査についても、原則、新ガス導管事業者が担うのが適当ではないかということにしております。先ほど小口についても新ガス導管事業者が適当とさせていただいています。

続きまして、2ページ目から3ページ目のところですが、現行制度から移行することによって、需要家の混乱や、場合によっては保安業務に支障を来さないように、現行の保安体制を効率的かつ柔軟に運用することなどによって、保安水準を維持・向上させていくことが必要ではないかとさせていただいております。

3ページ目の③消費機器の調査・周知のところでございます。これについては、小売契 約を需要家と締結することで、需要家と接点がある新ガス小売事業者が担う方が円滑な調 査、情報提供ができるのではないか。また、ガスを販売する立場から、新しい機器の提案、 機器に対する問い合わせの対応の作業を通じて、保安の維持・向上が図られてきており、 このような活動を継続するためには、原則として、これまでと同様に販売する立場の新ガ ス小売事業者がこの機器の調査・周知を実施することが適当ではないかとさせていただい ております。なお、小口についても新ガス小売事業者が適当とさせていただいております。 以上、(2)のところで、後ほど(3)の説明をしますけれども、基本としては緊急保安、内 管漏えい検査については導管、消費機器調査・周知については小売ということで、大口、 小口関係なく、そのような同じような整理をするのはどうかとさせていただいております。 なお書きのところでございますけれども、今、自由化をするとかという議論がされてい るところですが、その上での保安業務は、これまでガス事業者においては創意工夫をしな がら、現行10万立米まで引き下げるという中で取り組んできたところでございますが、今 後は新しい議論を検討している中で、新ガス導管事業者が担うことになっても、保安レベ ルの維持・向上の観点から、保安に係る費用を確実に回収できる方法を措置することが必 要ではないか。これは小口についても同じことが言えるかと考えているところでございま

す。

先ほど(2)の保安責任の議論の際に、特段の事情がある場合を除きというところで、(3) のところでございますけれども、大口需要家等が自ら、または保安を委託する形で保安業務を行うことについてというところでございます。先ほど寺澤審議官からも大口需要家を訪問したという話もございましたが、訪問する中でも緊急保安や検査、機器の保安業務について、自ら実施するポテンシャル、能力を有する需要家もございました。また、場合によっては、既存のガス会社にお願いしつつも、いわゆる小売といわれるところ、ガス事業者を自由に選択したいというご意見もございました。そういうところで、自ら実施、または委託を組み合わせて独自の保安体制を構築できる者も存在しているというところでございます。維持義務を大口需要家が担うとするならば、一定条件を満たす大口需要家の保安業務については、ガス事業者だけではなくて、大口需要家等が自ら、または委託して行うことができるとしてはどうかとしております。

一定条件ということで、例えば一定規模以上のガス契約量があるとか、立地の独立性、 面的な混乱を生じさせないことなど、自ら、または委託先について所要の技術者・機器を 確保し、独自の保安体制を構築していることについて公的な確認を要することとしてはど うかとさせていただいております。

3ページ目の下の「4.」のところでございます。いずれにしても、保安について導管、小売と書かせてもらいましたが、これを書いたことで、その反対側が何もしないわけではないというところでございます。検討に当たっては、4ページ目のところですが、新規参入の増加等が予測される中で、保安レベル、特に需要家保安の維持・向上、ひいてはガス安全高度化目標の達成を目指すことが重要でございます。

ガスシステム改革の検討の中において、ガスの小売契約については需要家と小売事業者の間で締結されるため、需要家と新ガス導管事業者は基本的に営業・契約関係をもたず、 日常的な接触はございません。

また、機器の調査を小売が担うとするのであれば、導管事業者はその機器の情報を得る機会がないということになります。このような機器の情報の扱いについても留意が必要だと思います。

特に大口需要家については、ガスの使用も様々であり、内管機器の特殊性、個別性が高い需要家もいることから、緊急保安における需要家の状況に応じたきめ細かな対応には小口以上に需要家情報の把握が必要であり、これがなければ新ガス導管事業者による緊急時

対応はガスの遮断装置の閉止による供給停止措置にとどまる可能性もあり、結果として需要家の便益が損なわれることも考えられます。

したがって、例えば新ガス小売事業者が需要家の使用実態、機器の情報を新ガス導管事業者に提供することや、新ガス導管事業者との緊急連絡体制、適切に対応できる体制などの確立、緊急時対応において生じる需要家の損害への対応など、各々の役割と責務を明確にしつつ、費用回収の方法も含め、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者による緊密な連携・協力の仕組みの構築及びその適切な運用が必要ではないかとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。論点2について、事務局から方向性についてご説明いただきました。

それでは、これからご意見を賜りたいと思います。冨田委員、よろしくお願いします。

○冨田委員 ありがとうございます。この保安の議論をするときに、私はいつもガス安全高度化計画を持ち歩いているのですが、議論が生じたときに高度化計画ではどのように 書かれているだろうかということを参照するようにしています。

その中で、保安の維持・向上で一番大事な点が全ての関係者が協働するという考え方ではないかと思います。これまでの制度でいえば、国とガス事業者、それから需要家等といういわゆる三位一体になりますし、新しい制度においては国、ガス導管事業者、ガス小売事業者、需要家等という四位一体という考え方になるのではないかと思います。私も需要家保安を担うという意味でこの考え方が大事だと思っております。その観点からすると、今回の事務局案は協働の精神を尊重しているということで、本質的には私どもと同じ考え方ではないかと思って理解しています。

今後は、実務面において懸念事項を払拭していくという必要があるかと思います。例えば保安責任を事務局案のようにした場合に、事務局案の中にも現場の実態とか実情に近い 形で記載はされていますけれども、私から3点申し上げたいと思います。

1点目は、大口の緊急保安の業務です。現状と同じ対応を行うということが実質的に保 安を担保するということになるのかなと思っているわけですけれども、ガス導管事業者の みならず、ガス小売事業者にも果たすべき責務、すなわち、日頃から緊密に情報を連携し ておくこととか、緊急時の連絡体制を確保するといったことがあると思います。この実効 性を上げるためには、制度の中に何らかを位置づけるということが必要ではないかと思い ます。

2つ目は、現在の大口分野でうまく機能しているガス事業者の保安体制や、実施の方法 を無理に変更させるという必要はないのではないかと思います。

最後3つ目ですが、保安水準の維持・向上のためには、法的な業務のみならず、全ての 関係者の自己責任を自覚した取り組み――すなわち自主保安が不可欠だと思っております。 そのための費用についても確実に回収できるという仕組みが必要だろうと思います。

これまでも何度か申し上げているところですけれども、保安の維持・向上には実績が何よりも重要だと思っておりますので、これまで機能してきた保安の仕組みをできるだけ維持して、全員の協働によって安全高度化目標を達成してまいりたいと考えております。 以上です。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。貴重なご意見を賜りました。 早田委員、お願いいたします。
- ○早田委員 まず、前回の第6回小委以降、冒頭、審議官のご挨拶にもございましたように、大口の需要家様もしくは私ども事業者の実態とか考え方をご丁寧に聞いていただきまして、本日の方向性をお取りまとめいただいた事務局に対して御礼を申し上げたいと思います。

今回、事務局案でございますけれども、システム全体として保安上最適なものをご提示いただいたということと理解しておりまして、私どもも異論はございません。私ども電力につきまして、新ガス小売事業者といたしまして、ご提案いただいたとおり、消費機器の調査・周知についてはしっかり取り組んで参りたいと考えてございます。

また、冨田委員からも今ご発言がございましたけれども、新ガス導管事業者に緊急保安等を実施いただきますが、私ども新ガス小売事業者の責務といたしまして、必要な消費機器の情報を共有させていただくということ、さらに緊急時の連絡体制を確立するなど、緊密な連携を図って関係者の協働によるガス安全高度化計画の目標達成に向けて、保安レベルの維持・向上に努力して参る所存でございます。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。非常に前向きなご意見をいただきました。

それでは、松村代理、お願いします。

○和田委員(松村代理) 結論から申し上げれば妥当な整理であろうと思っております。

1つ質問というか確認、あるいは要望になるかもしれませんが、3ページ目の大口需要家等が自ら、または委託する形で保安業務を行うことについてという部分ですけれども、ここで大口需要家等というのは、先ほど論点1の技術適合維持義務でも大口需要家等というのが出てまいります。それから、前段は一定の要件ということになり、こちらは一定の条件ということで、若干違うような感じがするのですが、技術基準適合維持義務を負わせるということも妥当な結論であるとすれば、自ら保安もできる、あるいは委託して他の事業者に保安業務を担わせることもできるということで、ひょっとして違っているとすれば、ここは整合性がとれるような形にできないだろうかということであります。

例えば、1つの区画で完結しているような工場でありますとか、保安上重要な建物に該当するようなマンションでありますとか、こういったものは義務があるわけでありますから、それぞれの選択で委託もできるという形にするというのが整合性のとれた形ではないかと思いますので、この辺の定義、範囲についてご検討方、よろしくお願いしたいと思います。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。では、事務局からお願いします。
- ○大本ガス安全室長 今ご質問がありましたところにつきましては、一定の条件のところについては、大口需要家の今のところよりも少し限定せざるを得ないかなと考えているところであります。ここについては今の一定規模のガス計画量があるとか、面的を阻害しないようなところに配慮しながらやっていくということを今のところ想定しているところでございます。ただ、この辺については、今後一定の条件がどのようなことが最適なのかというのは引き続き検討していきたいと考えているところでございます。
- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。
- ○和田委員(松村代理) 違っているとすれば、要望として申し上げますけれども、面的な広がりということではなくて、敷地で完結するような部分については可能なのではないでしょうかということを申し上げておりますので、できるだけ広げる方向で柔軟な形で考えていただきたくよろしくお願いしたします。
- ○豊田委員長 ありがとうございます。 それでは、辻委員、お願いいたします。
- ○辻委員 全国ガスの辻でございます。大きく2点発言させていただきます。

1点目は、現場レベルで緊密に連携・協力する仕組みの重要性についてであります。論点にも記載のとおり、新たな制度のもとでお客様の安心・安全を守っていくためには、平

時における保安業務はもとより、ガス漏れなどの緊急対応や地震などの大規模災害への対応においても新ガス導管事業者と新ガス小売事業者が現場レベルで緊密に連携・協力する仕組みを構築することが重要であります。実際の現場ではおそらくさまざまな事象が発生すると想定されますけれども、平時、有事それぞれにおいて現場が混乱しないよう、結果としてお客様にご迷惑がかからないよう連携・協力の仕組みのあり方について現場実態を踏まえた詳細な検討をお願いしたいと思います。

2点目は、働く人に焦点を当てていただきたいということであります。ガスシステム改革全般を通じて言えることではありますが、最終的にどのような制度になろうとも、制度を実際に運用していくのは人であります。人がシステム改革の成否の鍵を握っていると認識しております。そうした観点に立てば、保安業務の担い手である働く者のやりがい、働きがいが極めて重要であることをこの機会に改めてご確認いただき、詳細な制度設計の段階においても働く人への影響を十分配慮していただくようお願いしたいと思います。

私たち働く者としても、これまで同様、お客様の安心・安全をしっかり守るという自覚と誇りをもって現場レベルで地道に努力していく所存であります。一方、新規参入する方々についても高い保安マインド、意識をもっていただき、人材育成などを進めていただく必要があると思います。これからもガス事業に携わる全ての働く者の協働、そして全ての関係者の協働という基本精神のもと、保安レベルの維持・向上に向けて役割を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。貴重なご意見、今後の制度設計において非常に参考になるご意見をご指摘いただいたと思います。

では、立原委員、お願いします。

○立原委員 論点2でございますけれども、冒頭、最終的にお客様の保安の確保を前提にお決めいただいたということで、総論では賛成させていただきたいと思っております。

その中で、大口需要家が担う自らの保安業務については、松村代理からもお話をいただきましたけれども、委託が可能となれば、私どもLPガス事業者はそれに対応できるような業者がいますので、配慮していただきたいと思います。その上での「定義・範囲」の検討に対し賛成させていただきたい。

それと同時に、周知についても新ガス小売業者が実施することについて、これは私ども LPガスでも当たり前にやっていることでございますので、これもこのとおりでよろしい と思っております。私ども、今までも保安業務という形の中で周知を行っておりますので、 LPガス事業者が新ガス小売業者から委託を受けることができるとうになるものと考えて ございます。

それと同時に、今後の課題といたしまして、論点1のところで申しましたように、今後、合理化、自由化を含めて、検討する中で、お客様資産に係るガス工作物の範囲を見直していただきたいと思います。そういう形の中で、保安の区分、責任の区分もそのとき改めてご討議いただきたい。私どもLPガス事業者に関しましては、液石法により国・県等から認定を受けた保安機関が、この辺のところも含めて十分に対応させていただきますし、都市ガスの保安業務に参入できれば、新しいビジネスの創造に繋がります。それは保安確保が大前提でございますけれども、この辺のところも次の制度設計の中に組み入れていただきたいと思っております。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。青木委員、お願いいたします。
- ○青木委員 ありがとうございます。私も立原委員、松村代理と同様に、小口も含めてできるだけ保安業務が委託できるようにしてほしい。また、資料3の4ページの後段、したがって以降に書かれておりますような新ガス導管事業者と新ガス小売事業者による緊密な連携・協力の仕組みの構築及びその適切な運用がなされるという2つを要望しまして、事務局案に賛成したいと思います。
- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。宮村委員、どうぞ。
- ○宮村委員 方向としては私も非常に賛成です。

1つお聞きしたいことは、大口需要家等が自ら、または委託して行うことができるとの考え方です。そのときの委託先の環境をどう整備していくかということが重要になってくると思うのですが、今までの私の規制改革等にかかわってきた経験からいうと、我が国は委託できるようにサービス産業が充実していないということです。ヨーッロッパなどと比べるとそういうところが充実していない。したがって、そういう委託先をどのように整備して整えていくか。そのようなところも含めて検討していただくと、この文言がより一層輝いていくのではないかと思います。

そうすると、第三者的なサービス産業が成長してくれれば、例えば導管業者そのものも 漏えい検査を委託することもできるわけです。そうすると、先ほどお話がありましたけれ ども、新しい産業の創造に結びつく。そのような視点まで含めてこの考え方がうまく機能 するように進めていただければありがたいという意見です。よろしくお願いします。

- ○豊田委員長 貴重なご意見を賜っております。ほかにご意見はございますか。 秋山委員、お願いします。
- ○秋山委員 資料3の3ページの下から書いてあります新ガス導管事業者・新ガス小売 事業者の関係についてということで、非常に重要な基本的なことが書かれているのかなと 思います。ガス安全高度化計画を達成するという視点で、新ガス小売事業者も含めて、各 々役割と責務を明確にしつつ、その役割を果たしていく。これが原点だろうと思います。

そうした意味で、従来かかわっているところについては、いろいろな意味で人材育成がされて、そういった高い保安人材の担い手がガスの安全を向上させてきたと思います。そういう意味で新ガス小売事業者について、自己責任が大前提でありますけれども、その自己責任を果たせるような人材育成システムといいますか、そういったものが重要になってくるのではないかと思いますので、ここに書いてあることがそのまま実現できるような具体論を検討していくべきではないかと思います。

以上です。

- ○豊田委員長 どうもありがとうございました。人材という非常に重要な指摘でした。 大河内委員、お願いします。
- ○大河内委員 この資料にはいろいろな方の努力が詰まった結果になっているのだということはわかるのですけれど、私たち家庭の消費者という立場からみると、導管事業者の責任、小売事業者の責任と分けることがどうなのか。保安の部分ですから、そこだけは、特に論点1のように本当に小口のところ、たくさんの様々な人がいる。そういうところについては現状維持が一番望ましいと今でも思っています。自由化すると、ガスだけではなくて、もちろんエネルギーの世界が大きく変わっていくとは思いますけれど、家庭の暮らしというのは基本的にとても保守的なものです。昨日と、今日と、明日が同じように平穏に過ぎていくということですから、絶対にお得であるということがわかっていれば別かもしれませんけれども、特に問題を感じていないところが変わるということに抵抗感や不信感をもつということは当然かなと思います。ですから、自由化がある程度進んで、市場や社会の状況が落ちついて、過程や結果が見えてきて、そこから家庭用のところの保安を変更するというようにして欲しいと思っています。

私たち一般の消費者はガス料金の中に保安も含めた全ての対価、つまり調達から使用消

費するところまで、含まれて支払っていると思っていますから、法令上の主語となる保安 責任はかかわる事業者全部に等しくあるのではないか。保安責任の分担ということではな いのではないでしょうか。先ほど連携・協力の仕組みのところでのいろいろな方の発言を 聞いていても、現実には難しそうな連携・協力について、小売事業者が入ることによって 今よりさらに複雑になっていくわけですから、全てを含めて難しいシステムづくりになる ということを感じました。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。今ご指摘いただきましたような不安に 対してどう応えていくかというのが今度の制度設計の大きなポイントではないかと思いま す。

それでは、水流委員、お願いいたします。

○水流委員 今回保安ということで、社会技術としての保安ということを考えてみる価 値があるかと思われます。議論しているのは、ガスに関する保安なのですけれども、実は 個人のお宅の中に入っていくことができる保安形態となっています。日常生活の中に入っ ていって保安業務を行うということができるのは、ガス安全に係る保安業務をやられる方 と、例えば医療従事者ぐらいだと思うのです。とすると、先ほど大河内委員からもありま したけれども、各家庭の状況とか、大口、小口に限らず、その場の状況を把握できること になります。そうすると、これは守秘義務を課していないといけないくらいのものになっ てくると思うのですけれども、それができて、かつ技術をもっていらっしゃるということ で、その質の保証をしていらっしゃるという意味で、今のガス事業者さんがやっていらっ しゃることはすごいことなのだといえます。単にテクニカルということだけではなくて、 各お宅の保安状態を知り得ていて、いざというときには当該情報が活用されることで社会 安全を維持できる、しかしながら通常は当該情報の守秘が維持されている、ということに なります。そのような知識技術を私たちは社会技術として今後どのように活用していくの かということについて、たとえば、災害時、有事における危険箇所、危険なお宅であると か、いち早く駆けつけないといけないところがどこなのかとか、そういった情報の集約と 有事におけるシステマティックな活用を実現する社会技にしたてあげることができると思 われます。このような情報の共有が、ガス関係者の間だけの共有ではなくて、国としての 安全・安心に向けた共有体制を整備する際にも貢献するものになると思いますので、その ような観点からの保安技術の定義をしていくということも必要なのではないかと思いまし

た。

もう一点、今、小口の方で特に灯外内管の問題が、保安責任は3割以下しか理解されていないということがあったのですけれども、どうやってそれを周知していくのかという方法論を具体的に考えていかないと、理解の割合はなかなか上がらないだろうなと感じました。小学校教育等の中に交通安全教育を入れてきて、かなり成功してきています。授業の中に入れ込むわけではありませんが、イベントドリブン型のアドホックな授業としてガスに関する知識の提供と調査等を、子供たちに役割を課して実施するということも1つ方法論としてあるかもしれません。ガスだけのことではなく、製品安全等、幾つかの安全に関する共通教育のための教材をつくっていくということも1つの手かなと思いました。

○豊田委員長 ありがとうございました。安心・安全に関して、より広い観点からのご 意見を賜ったと思います。

宮村先生、お願いします。

○宮村委員 今の水流委員のご発言とも関係するのですが、この委員会では以前にリスクマネジメントということについて検討したこともありますよね。多様で異質な情報を共有して活用するというのは、最終的にリスクマネジメントに生かしていくということになるかと思うのですが、そういう方面の検討が特に消費段階においてのリスクマネジメントの議論では十分には行われていないように思いますので、そういう方向での問題点を提起して、どう具体化していくかということも取り組んでいただくと、こういうシステムと状況の中ではこういうところがリスクが高い、したがってこのように対応を進めていこうという活動と結びつくと思います。是非情報をリスクマネジメントの視点からどう利用するかということを考えた共有のあり方を考えていただくといいと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 私も今回の事務局提案には賛成なのですが、いろいろな面で責任の切り分けが生じてくるということで、その面で安全に支障が出るということは防がなければいけない。ここはやはり注意しなければいけないところだと思います。その意味では論点2の資料3の4、さっき青木委員も引用されていましたが、したがってで始まる具体的な制度設計が、いかにきめ細かく図られるかというところが導入の成否にかかっていると思います。したがって、新制度制定時にそれで終わりということではなくて、一定期間経過後の検証も今の時点からしっかり盛り込んでいただきたいということが1つ思いとしてござい

ます。

それから、先ほど松村代理やほかの方からも保安責任の方でも、論点1の技術基準適合維持義務と同じような要件で開放というのでしょうか、広く認めてほしいというご発言があったと思っているのですが、私はやはり保安責任と技術適合維持義務と大口需要家等というところの要件はおのずとちょっと違ってくるのではないかという認識をもっております。

なぜなら、技術基準の適合維持義務は建物の規模等によって、客観的にその要件に当てはまれば自然に等しく、あまねく決まるものだと思うのですけれども、こちらの保安責任はやはり一定の技術をもっているということが公的に認証されることが必要だという意味で、間口の部分は一致してもいいのですが、そこから先、やはり一定の技術基準をもったというところでの縛りはかけていくことが必要でしょうし、面的な独立となると、1個のマンション群だけで面的な独立を細かく認めていくことが果たして適切なのかどうか。緊急保安責任までが細かく細分化されていって、果たしてうまくいくのかということは、もうちょっと様子をみて段階的に要件を緩和していくといった措置も必要なのではないかと感じております。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 私なりの理解をしたくて、少し時間を頂戴いたします。緊急保安と内管の漏えい検査は、道路の整備や保安をするようなものだと思います。一方、消費機器の保安は、車の保安のようなものと思います。交通という点では、道路と自動車の両方が必要ですが、保安ではこの二つは区別されています。一方、ガス事業という点では、今まで、導管と消費機器を特に区別せずに保安が考えられていた。もしくは、余り明確ではなく、何となくガス事業が両方の面倒見るという状況のように思われます。交通の保安に関しては、道路と車を分けて考えることは、絶対的に効率的です。ガス事業でも導管と消費機器の保安を区別することはより良い保安につながると思います。常時の区別は効率的ですが、非常時、特に地震のように広域に一挙に被害を起こす事態では、導管と消費機器の区別が過度の細分化につながり、むしろマイナスの影響がでるのではないか、ご指摘があったと考えております。

繰り返しですけれども、常時、もしくはガス事業そのものを考える際、道路と自動車の

ように性格が違う導管と消費機器を一緒にして保安を考えることは効率的ではありません。 この観点から今回の改正は大変よろしいと思います。

唯一懸念になるのは、非常時の場合に、このような切り分けをしたためのマイナスの影響です。特に一般消費者からみて、今までと違う保安体制になることは注意が必要です。 今までに経験していない状態で大地震等の非常時に遭遇するかもしれないわけですから。 ガス事業者任せであったことが、導管と消費機器で保安の分担が異なるという体制には、 戸惑いないし混乱が起こることは十分考えられます。

上記の点をクリアにするということが重要です。多分そのヒントは、今まで何人かの委員の方がおっしゃったように、導管事業者と小売事業者の情報共有に尽きます。要するに、どちらの事業者に被害情報を出したとしても、速やかにその情報が共有されることです。このような情報共有ができれば、保安は非常時でも十分カバーできるだろうという気がしております。

これは私の理解ですので、何か大きく間違っていたら少しご指摘願いたいところでございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。基本的に非常時、あるいは大災害時等に関しては、次回以降に改めてまたご議論いただく予定です。今、堀先生からご指摘いただいた点は非常に重要なポイントですので、改めてご議論を賜りたいと思います。

立原委員、何か追加がございますか。

○立原委員 先ほど吉川委員から保安レベルも含めた技術基準で縛った方がいいのではないかというお話をいただきました。私どもLPガスに関しましては、認定保安機関制度という形の中で認定を受けた者が全国一律にきちっと保安業務をやっていて、今のところ問題なく運営しているところでございます。

そういう点では、1回目でしたか、和田委員からも、LPガスはきちっと認定保安機関が十分機能しており、私どもは都市ガスの保安業務を受けるだけの資格があるという発言があったと思います。是非、国にはその辺のところの新しい制度設計を作っていただくことをお願いしたいと思っております。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 皆さんもお感じだと思いますけれども、この4ページにまとめるのにはど んな努力をして、いかにそぎ落とした文章で、かつ各分野の方にご理解いただいて、わか りやすくおまとめになられたかというのは、ずっとプロセスをみていて、こんなに時間を かけられて、大変だったことだなと、本当に個人的な感想ですが、しみじみ思いました。

先ほど大河内委員からもありましたけれども、一般消費者からすれば、何で今こういうことなのという話がそもそも最初にあって、それからいろいろな整理があって、このようになったということなので、二段構えにするとかというのは実質難しいことかなとは確かに思いますが、やはり一番知らせていかなければいけないのは、導管事業者だろうが、小売事業者だろうが、みんなで保安を維持していく、さらに向上していくということにはきっとかわりがないことだと思っていますので、最後の文言に綿密な連携・協力の仕組みの構築、適切な運用。特に運用のところはやってみなければわからないという答えではなくて、先ほども出ましたけれども、四位一体というのがただの言葉ではなくて、実際の運用にそれが結びつくように各団体さんにお願いしたい。使う側の消費者からすれば、LPガスがどうとか、都市ガスがどうとか、電気がどうとかということではなくて、供給されているエネルギーをどう使って、安全をみんなで守っていくかということに尽きると思うので、是非皆さんの本当の意味での協働ということでやっていただきたいというのは切に願うことであります。よろしくお願いします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。多くの方々からご意見を賜り、また、 今後の方向性に関して留意すべき点などをご指摘いただけたと思います。

多くの方々のご意見からみて、これまでの議論の結果、今回の事務局案で方向性をまとめるということに関してはほぼご賛同いただいたのではないかと思います。これをもって具体的な制度設計に入っていただきます。ただ、そのときに、今回も多くの方々からご指摘を賜りましたように、いろいろな点での留意すべき点があるということ、特に「4.」の協働は高度化目標の大前提でありますので、システム改革で事業主体が分かれたときに、どのように協働していくか、シンフォニーの「協奏」と「協働」の体制の構築が重要となります。提案では、適切な運用と書いてはあるのですが、そういうためにはケーススタディー等も行いながら、いろいろな形での最適な方法を探り、そしてそれをどのように修正していくかという点も含めて検討を進めるとの前提のもとで、提示されている全体的な方向をお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

*―*どうもありがとうございました。

それでは、本日のご意見を踏まえながら、事務局でさらに検討を進めていただきたいと 思います。 ○寺澤商務流通保安審議官 本当にありがとうございます。何人かの委員の方からコメントしていただいたように、今回の資料、ページ数は非常に少ないのですけれども、背景は相当分厚いということをご理解いただきました。それだけ非常に重要な問題だということでありまして、本日のご議論を通じて大きな方向性が共有されたということで、いただいた件も踏まえまして、今後、具体論をやっていきたいと思います。

まず、論点1についてはいただいた方向で取り組んでいきたいと思いますが、いろいろ 法制面の難しさもあるので、今後の議論の中でいろいろ指摘を受ける可能性があるので、 またいろいろ指摘を受けましたら、改めてご報告させていただくということでございます けれども、私ども、方向としてはきょうのご議論の流れで法制化へ向けて取り組んでいき たいというのが論点1です。

論点2も含めてでございますけれども、今回、いろいろな方からご指摘があったのは、四位一体とか協働ということで、新ガス小売事業者と新ガス導管事業者と、自由化の中でカテゴリーが分かれていった場合に、そのカテゴリー同士の連携という言葉だけではなくて、それをしっかり担保する、具体化するということが重要だと思います。具体化の仕方はいろいろなレベルがあると思います。いろいろなやり方があると思います。いろいろなテーマもあると思います。私ども、事業者の皆様と話し合いながら、ここの四位一体がしっかり運用できるように取り組んでいきたいと思っています。

また、冨田委員から、今まで非常に機能した社内体制の活用を考えてほしい、保安体制の活用を考えてほしいというお話がありました。ユーザーとお話しして、確かにこれまでのガス会社の保安に対する信頼は本当に高いというのが実感でした。そうした意味で、ご指摘はしっかりと受けとめて、これまで有効に機能してきた組織体制を利用したい。他方、公正な競争を確保という観点がございますので、公正な競争の確保と保安の維持・向上という両方の視点があると思いますので、この点は資源エネルギー庁としっかりと議論していきたいと思っています。

また、費用回収の点もご指摘いただきました。ビジネスですから、当然重要なことでございます。保安に関する費用が回収できないがために、保安がおろそかになってはよろしくないということなので、保安に関する適切な費用が確実に回収されることが重要だと考えていますので、どういうやり方があるのかということについては、あわせて資源エネルギー庁と今後しっかりと議論していきたいと思っています。

また、大河内委員からいろいろご心配いただきました。そもそもガスの自由化自身に対

するご心配と、保安についてのご心配、2つあったと思います。

自由化については、本日エネ庁の担当課長が出席しておりますけれども、今まさしく別の審議会の場でしっかり議論しているということだと思いますので、本日のご指摘も踏まえて、なぜガスの自由化をするのか、どのような自由化をするのかというのはしっかりご議論していただくということだと思います。私どもの立場は、どういうシステム改革があったにせよ、保安の水準の維持・向上が重要だと。これは私も皆様も繰り返しおっしゃっていることだと思います。私どもとしては、本日の会議のペーパーは、システム改革がある中で、実態に合わせて最大限に保安を維持・向上させるためにどういうことができるのかということを考えに考え抜き、議論に議論を重ねてたどり着いた方向でございます。もちろん完璧なものはございませんし、特に四位一体のところでは完成しているわけではないので、大河内委員のご指摘を心から受けとめて、皆様が保安について不安をもたれないように、しっかりと具体化をしていきたいと思います。それは政府だけではなくて、事業者の皆様、あるいはユーザーの皆様もあわせて、それこそ共同作業だと思いますので、よろしくお願いします。

その上で、特にご家庭についてのご心配がいろいろあったと思いますけれども、今回の論点1、論点2でも、いわゆるご家庭についての変化の度合いは全体の中で最も小さくなっていますので、保安システムを変えていく中で、ご家庭については配慮させていただいた上で、慎重に段階を踏んで進めていっているつもりでおります。その上で、いろいろな不安についてはしっかりと答えなければいけないと思っています。

最後、大災害のときはどうかとか、いろいろご指摘をいただきました。あるいは、本日も自主保安についてのお話がありました。本日は大きな論点が2つあったものですから、こういう重要な論点をさらに重ねることはなかなか現実的ではないと思ったものですから、こうして残された論点については、次回以降改めて機会をもたせていただいて、非常に重要な論点でございますので、またご議論させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。今、寺澤審議官から総括的なおまとめ をいただきましたので、この方向で事務局としても進めていただいて、皆様とご相談して、 またいろいろご意見を賜りたいと思います。

それでは、議題の(1)ガス事業法における保安規制のあり方という点に関してはこれで 終わらせていただきます。引き続きまして、その他の参考として、熱供給の問題というこ とで、資料のご説明を賜ります。

○大本ガス安全室長 参考資料を御覧いただければと思います。この資料につきまして は、先週金曜日にガスシステム改革小委員会で配付し、議論されたものになります。

参考資料の裏の図を御覧いただければと思います。 熱供給事業でございますけれども、一般的に地域冷暖房と呼ばれていまして、冷水とか温水等を1ヵ所でまとめて製造し、熱導管を通じて地域内の複数の建物に供給する事業でございます。この熱供給事業につきましては、熱供給事業法がございますけれども、熱供給事業者に対して料金規制や供給義務などの事業規制と、この設備に係る技術基準や保安規制が課せられております。熱供給事業者につきましては、今年3月末で79事業者、全国で140地区ございます。

戻っていただいて、タイトルのほうに書いてある追加検討事項のところでございます。 今年4月にエネルギー基本計画が閣議決定されました。この基本計画の中では、電力・ガスのシステム改革とあわせて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めることにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業のあり方の見直しを検討するとされております。

一番下のところですが、熱供給事業のあり方の見直しをガスシステム改革小委員会の追加検討事項としたいということで了承されております。本件につきましては、次回以降、ガスシステム改革小委員会の検討状況を踏まえながら、熱供給事業の保安規制についても、本ガス安全小委員会においてご審議いただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

以上、今後の動きとしてのご提案ですが、特に何かご質問をいただくことはございます か。よろしいでしょうか。

――それでは、次回以降にこういう点もご議論いただくということになるということでよろしくお願いいたします。

本件は数回にわたりまして、暑い時期に熱い議論を賜りまして、涼しくなってきましたので、まとまりがよくなってきましたが、今回の議論で方向性をお出しいただきましたけれども、今後は具体的な制度化という点で、本日ご指摘いただいたいろいろ点も勘案させていただいて、事務局の方でまとめについてご尽力を賜りたいと思います。

それでは、本日は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。事務局から何かありますか。

○大本ガス安全室長 ありがとうございました。本日ご議論いただいた方向性に沿って、 引き続き法制面を含めた検討を進めていきたいと思います。

次回以降の小委員会につきましては、先ほどありました大規模災害時の対応とか自主保安等の議論、また熱供給に係る保安規制の議論を予定しているところでございます。次回の日程につきましては、また事務局からご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。それでは、次回のご予定をお願いいた したいと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

——了——